

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月28日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第20号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（<u>4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。</u>以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第9条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は<u>2時間、4時間若しくは6時間</u>の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（<u>同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間数と同じ勤務時間が割り振られている日を除く。</u>以下この条において同じ。）のうち<u>2時間、4時間又は6時間</u>の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該<u>2時間、4時間又は6時間</u>の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は<u>2時間、4時間若しくは6時間</u>の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第9条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>2時間、4時間又は6時間</u>の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業</p>

改正前	改正後
又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。 4 略	の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。 4 略

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。